

# 参 考

---

## 1 用語解説（50音順）

### か●介護給付費準備基金

介護給付費準備基金とは、毎年度の介護保険料の余剰金を基金として積み立て、次年度以降に不足が生じた場合に充てるものです。また、計画最終年に基金余剰金が生じた場合には、基金を次期の保険料算定の際に繰入れることで、保険料を低く設定することができます。

### ●介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状態に応じた適切なサービスを利用できるように、保険者、居宅サービス事業者、施設等との連絡調整を行う専門職のことです。

### ●介護認定審査会

被保険者が要支援・要介護状態であるのか、あるいは非該当（自立）であるのかななどを審査判定するため保険者が設置する機関です。委員は、保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成し、審査判定件数等に応じて5名程度の合議体を必要数設置します。なお、当広域連合では7部会（東海市、大府市及び知多市は各2部会、東浦町は1部会）を設置しています。

### ●介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に実施するため、厚生労働大臣が定める基本指針に沿って市町村（保険者）が策定する事業計画です。計画期間は、3年を1期とし、事業計画の内容は、保険料算定の基礎として用いられます。

### ●介護保険審査会

要介護認定に関する処分や被保険者証の交付請求、保険料等の徴収金等に不服がある場合に、審査をするため都道府県に設置される機関です。また、被保険者を代表する3名、市町村を代表する3名及び公益代表の3名以上の委員で構成する複数の合議体が置かれます。

### ●介護療養型医療施設

療養病床を有する病院・診療所であって、その病床に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話や機能訓練その他必要な医療を行う入院施設です。

### ●介護老人福祉施設

入所定員が 30 人以上の特別養護老人ホームであって、身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とする寝たきり、認知症の要介護者で、居宅では適切な介護を受けられない人に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をする入所施設です。

### ●介護老人保健施設

症状が安定している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話をする入所施設です。

### ●看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護が提供できる事業所が行うサービスです。

## き●基本チェックリスト

要介護状態などの原因となる生活機能の低下の有無を確認する 25 項目からなる質問票です。

### ●居宅介護支援

要介護者等の依頼を受けて、定められた介護サービスの種類、内容、金額と要介護者や家族の希望などを勘案した居宅サービス計画の作成、サービス事業者との調整、サービスの給付管理等を行うサービスを言います。また、居宅要介護者が介護保険施設等に入所する場合は、施設への紹介も行います。

### ●居宅介護サービス計画（ケアプラン）

要介護者等や家族が持つ問題を分析して明らかにすると共に、それらの問題を解決して質の高い生活を実現するために、利用するサービスなどの種類、内容、頻度及び介護サービスを提供する事業者等を決め、必要に応じて組み合わせた計画です。

### ●居宅療養管理指導

要介護者等に対し、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行うサービスです。

### け●ケアマネジメント

高齢者自身がサービスを選択することを基本に、専門家が連携して身近な地域で高齢者及びその家族を支援するサービスを支援する仕組みです。

### ●権利擁護

認知症など自らの権利を周囲の人へ訴えることが困難な高齢者を守り、支援することです。

### こ●広域連合

広域連合は、平成6年の地方自治法の改正により、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応すると共に、国や県からの権限や事務の受け入れ体制を整備するために創設された特別地方公共団体です。

なお、介護保険の保険者は、市町村及び特別区ですが、広域連合も保険者となり得ます。そこで、東海市、大府市、知多市及び東浦町は、「知多北部広域連合」を平成11年6月に設立し、介護保険事業を行っています。

### ●高額医療合算介護サービス費

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度における世帯内で1年間の医療保険と介護保険との自己負担額合計が限度額を超えた場合、その超えた分について申請により払い戻されます。

### ●高額介護サービス費

要介護者等が、居宅サービスや施設サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に超過分が払い戻される介護給付を言います。超過分が払い戻されることにより、負担が一定額を上回らないよう自己負担額の減額が図られます。

### ●コーホート法のセンサス変化率法

コーホート法とは、ある期間に出生した集団ごとの時間変化を軸に人口の変化をとらえる方法です。

センサス変化率法は、コーホート法の推計方法の1つで、生存率・移動率を加味しないで男女・年齢別人口を推計する方法です。

## ●国民健康保険団体連合会

略して国保連とも言います。国保連の介護保険関連の事業としては、①保険者から委託を受けて行う居宅介護サービス費等の請求に関する審査及び支払い、②指定居宅サービス等の質の向上に関する調査及び事業者等への必要な指導、③保険者からの委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収、④指定居宅サービス及び指定居宅介護支援事業、介護保険施設の運営、その他介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができます。

## さ●財政安定化基金

財政安定化基金は都道府県に設置され、予定していた以上の給付費の増大や保険料収納率の悪化等により、保険者の保険財政に不足が生じた場合に資金の交付・貸付を行い、保険財政の赤字やその赤字を埋めるための一般会計からの繰入れを回避し、保険財政の安定化を図る制度です。なお、基金の財源は、第1号被保険者の保険料からの拠出金及びそれと同額を国及び都道府県がそれぞれ一般会計から拠出する負担金により賄われます。

## し●主観的健康感

本人が自分の健康について、病気や障害の有無に関わらず、健康である、元気であると主観的に自己認知する心の姿勢であり、特に高齢者には重要な評価指標とされているものです。

## ●主任介護支援専門員

地域の介護支援専門員に対する助言・指導を行い、リーダー的役割を担うための研修を修了した介護支援専門員です。

## ●住所地特例（者）

住所地の市町村が保険者となる原則では、介護保険施設等が多く建設されている保険者の介護保険給付費が増大し、他保険者の介護保険給付費が減少するという介護保険財政の不均衡を是正するための特例です。

住所地特例者とは、介護保険施設や特定施設、養護老人ホームに入所することにより、市町村（保険者）を越えて住所を変更した場合は、従前の住所のあった市町村（保険者）の被保険者となる方を言います。

**●住宅改修**

要介護者等の住宅において、手すりの取り付けや段差の解消等の改修費の一部を支給するサービスです。

**●主治医意見書**

認定申請をした方の主治医が、医学的な管理の見地から所見を述べた書類です。介護認定審査会において審査判定の資料となります。

**●小規模多機能型居宅介護**

要介護者等に対し、「通い（日中ケア）」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、随時「訪問（訪問ケア）」や「泊まり（夜間ケア）」を組み合わせるなどして、在宅生活の継続の支援をするサービスです。

**●審査支払手数料**

各都道府県の国民健康保険団体連合会が行う、事業者からの請求に関する審査、支払いに対する手数料です。

**せ●成年後見制度**

認知症の高齢者など判断能力が十分でない方が、一方的に不利な契約を結ばれないよう、一定の決められた方が本人の不十分な判断能力を補い保護する制度です。成年後見人などは、配偶者に限らず、司法書士、弁護士などの法律家や社会福祉士など家庭裁判所が事情を考慮した上で、ふさわしい方を選任します。

**そ●ソーシャルキャピタル**

地域のつながりや信頼、規範などをその社会の豊かさとしてとらえた概念を言います。

**た●第1号被保険者の負担割合**

第6期事業計画では、介護保険に係る費用（標準給付費）の総額のうち、50%は公費負担（国・都道府県・市町村）で賄われますが、残りの50%のうち、第2号被保険者で28%、第1号被保険者で22%を保険料として負担します。この22%が第1号被保険者の負担割合となります。（第5期事業計画での負担割合は21%）

## ●団塊の世代

昭和22年から昭和24年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代で、終戦に伴う復員のため、婚姻、出生人口がこの時期に重なったと言われています。

## ●短期入所生活介護

要介護者等が、家族等の都合により居宅で介護を受けることが一時的に困難な場合に、特別養護老人ホームや老人短期入所施設などの介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

## ●短期入所療養介護

要介護者等で医療的なケアが必要な方が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービスです。

## ち●地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等の様々なサービスを利用し、要支援者の状態の維持や改善を目的としたサービスです。

## ●地域密着型サービス

介護を必要とする方が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地域の特性・実情にきめ細かく対応した多用な介護サービスです。サービスを利用できるのは、原則としてその事業者を指定した保険者の被保険者のみです。

## ●地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要介護者等に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話をするサービスです。

## ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をするサービスです。

**●地域密着型通所介護**

要介護者等が利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所に通い、入浴や食事の提供、その他日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りで受けるサービスです。

**●調整交付金**

後期高齢者の比率の高い保険者や第1号被保険者の所得水準が全国より低い保険者に対して、介護保険の財源が不足しないよう財政力格差を調整するために国が交付するもので、国の負担する給付費25%のうち5%が後期高齢者の加入割合及び所得段階別加入割合によって調整・配分されます。

**つ●通所介護**

要介護者等が通所介護事業所に通い、入浴や食事の提供その他日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りで受けるサービスです。

**●通所リハビリテーション**

要介護者等が、介護老人保健施設や病院・診療所などにおいて、医学的管理下で機能訓練等を日帰りで受けるサービスです。

**て●適用除外施設**

市町村（保険者）の区域内に住所を有する65歳以上の方や40歳以上65歳未満の医療保険加入者であっても、入所した場合は介護保険の被保険者とししない施設です。対象施設は、厚生労働省令で定められています。

**●定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

**と●特定施設入居者生活介護**

有料老人ホームやケアハウス等に入所している要介護者等に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話をするサービスです。

**●特定入所者介護サービス費**

低所得の要介護者等が、介護保険施設に入所（入院）したときや短期入所サービスを利用したときの、食費・居住費（滞在費）負担には限度額が設定され、限度額を超える分についての補足分を給付するサービスです。

## に●日常生活圏域

各市町内を地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定された圏域をいい、この圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込みます。

## ●認知症高齢者の日常生活自立度

高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度を表すものです。このうちⅡ a とは、家庭外において日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態を指します。

## ●認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者等が、少人数による共同生活の中で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

## ●認知症対応型通所介護

認知症の要介護者等が、通所介護事業所に通い入浴、食事等介護、機能訓練等を受けるサービスです。

## は●パブリックコメント

公的な機関が規則や計画などを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続です。

## ひ●被保険者

第1号被保険者と第2号被保険者があり、第1号被保険者は市町村（保険者）の区域内に住所を有する65歳以上の方（住所地特例者及び適用除外施設入所者を除く。）で、第2号被保険者は市町村（保険者）の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（住所地特例者及び適用除外施設入所者を除く。）を言います。

## ふ●福祉用具の貸与・購入

要介護者等の機能回復と介護者の負担軽減を図るサービスです。特殊寝台や車椅子など貸与されるものと、ポータブルトイレなど購入費の一部が給付されるものがあります。

## ほ●訪問介護

日常生活を営むのに支障のある要介護者等のいる家庭に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、家事（調理・買い物・掃除など）や介護（食事、排せつ、入浴の介助など）の世話をするサービスです。

### ●訪問看護

要介護者等に対し、主治医の管理下で、その方の居宅において看護師などが療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

### ●訪問調査

要介護認定の申請に対し、保険者の職員又は保険者から委託された介護支援専門員が家庭を訪問して行う面接調査のことで、調査票は、62 項目の心身の状況と 12 項目の特別な医療及び特記事項から構成されています。

### ●訪問入浴介護

要介護者等に対し、移動入浴車などでその方の居宅を訪問して、浴槽を提供して行う入浴のサービスです。

### ●訪問リハビリテーション

要介護者等に対し、居宅においてその心身の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションです。

### ●保険者

介護保険制度を運営する主体のことで、市町村又は広域連合が主体となります。

## や●夜間対応型訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が、夜間に定期的な巡回訪問又は通報を受けて日常生活を営むのに支障のある要介護者のいる家庭を訪問し、在宅での生活が安心して継続できるように、介護等の世話をするサービスです。

## よ●要介護状態

身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、継続して常時介護を要すると見込まれる状態のことを言います。

## ●要介護度の一次判定

要介護認定に係る訪問調査は、本人が置かれている環境などのほか、心身の状況及び特別な医療に関する 74 項目について行います。この調査結果及び主治医意見書を基に、コンピュータにより介護の必要時間（要介護認定等基準時間）を導き出し、要介護度の推計を行います。この段階までを要介護度の一次判定と言います。

## ●要介護認定

介護保険制度のサービスを利用するためには、申請により要介護又は要支援の認定を受ける必要があります。認定の申請をすると、保険者の担当職員又は委託された介護支援専門員が訪問し、本人の心身の状況や置かれている環境などを調査します。その一方で、主治医にも意見書の作成を依頼し、それらの結果を基に認定審査会に審査判定を求め、保険者が要介護度を認定します。引き続き認定を受ける場合は、認定期間が終了する前に更新の申請が必要です。認定期間は、原則として新規申請は 6 か月、更新申請は 12 か月ですが、更新申請については最大 24 か月まで延長される場合があります。

## ●要支援状態

日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態で、要介護状態以外の状態を言います。

## ろ●老人福祉計画

老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、都道府県及び市町村において老人福祉計画が策定されます。なお、市町村の計画は、住民に最も身近な自治体として地域のニーズを把握し、将来必要とされる老人福祉サービスの目標を定め、その供給体制の整備を行うものです。

## 2 知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会

### (1) 知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 知多北部広域連合介護保険事業計画（以下「計画」という。）の進行管理及び見直しに関する事項並びに介護保険事業の実施に関する重要な事項を協議するため、知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 計画の進行管理に関すること。
- (2) 計画の見直し原案策定に関すること。
- (3) 介護保険事業の実施についての重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から広域連合長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する者
- (2) 保健及び福祉団体を代表する者
- (3) 介護保険の被保険者を代表する者
- (4) 介護保険サービス提供者を代表する者
- (5) 識見を有する者
- (6) その他広域連合長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長の指名により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会には、第2条の所掌事項の一部を専門的に協議するため必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員15人以内で組織し、委員会の委員の中から委員会において選出する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置く。

4 部会長は当該部会を組織する委員の互選により選出し、副部会長は部会長の指名により選出する。

5 部会長は、部会を代表し、部会の会議を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

8 部会の会議は、当該部会を組織する委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

9 部会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

10 部会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

11 部会は、その協議結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、広域連合事務局事業課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## (2) 知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会委員名簿

(敬称略、第3条の号順)

氏 名	所属団体名等	備 考
伊藤 光保	東海市医師会	※
安井 直	知多郡医師会	
早川 直義	東海市歯科医師会	
竹中 佳代子	知多市薬剤師会	※
坪井 進	東海市老人クラブ連合会	
西山 美紗子	知多市健康づくり食生活改善協議会	
大山 尚雄	大府市社会福祉協議会	※
都筑 一男	東浦町民生委員児童委員協議会	※
三浦 良典	知多北地区社会体育連絡協議会(東海)	
池畑 明子	大府市	
早川 勉	知多市	※
野畑 いづみ	東海市	
濱寫 義和	東浦町	※
中村 幸司	一般財団法人東海市福祉公社	
牧野 利通	特別養護老人ホーム東海福寿園	副委員長 ※
本田 進一	介護老人保健施設ルミナス大府	※
峯神 慎	ふれあいの里デイサービスセンター	
山崎 紀恵子	特定非営利活動法人絆	
尾野 大輔	小規模多機能型居宅介護「とんと」沙羅居	
飛田 拓哉	有料老人ホーム長寿の郷	
野口 定久	日本福祉大学	委員長
尾之内 直美	(社)認知症の人と家族の会愛知県支部	※
荒木 智子	特定非営利活動法人だいこんの花	
高見 靖雄	東浦町高齢者相談支援センター	※

※の委員は、地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会委員を兼務

### 3 第6期知多北部広域連合介護保険事業計画策定経過

#### (1) 介護保険事業計画推進委員会

回	開催日	議 題
第1回	平成26年5月26日	1 平成26年度介護保険事業計画推進委員会の日程等について 2 介護保険事業の実施状況について (1) 平成25年度介護保険事業の実施状況（速報）について (2) 施設入所（入院）待機者数調べについて (3) 介護保険施設等の整備状況について 3 介護保険制度の改正について
第2回	平成26年7月28日	1 第6期介護保険事業計画について (1) 第6期介護保険事業計画の策定概要 (2) 知多北部広域連合の5年間の推移状況について (3) 人口推計について (4) 日常生活圏域について (5) 介護報酬の地域区分について (6) 施設の整備計画について (7) 地域支援事業について (8) 地域ケア会議の報告
第3回	平成26年10月20日	1 第6期介護保険事業計画について (1) ガイドラインについて (2) 要介護認定者の推計（中間値）について (3) 施設整備計画による供給見込量及び利用見込量について (4) 介護保険料の多段階設定について (5) 減免制度について (6) 地域支援事業費について (7) 介護保険料の試算（概算値）について
第4回	平成26年12月1日	1 平成26年度上半期介護保険事業の実施状況について 2 第6期介護保険事業計画について (1) 人口推計の修正（最終）について (2) 要介護認定者数の推計（最終）について (3) 施設整備による供給見込量について (4) 給付費の推計について (5) 地域支援事業費について (6) 介護保険料の多段階設定について (7) 介護保険料の算定について (8) 第6期介護保険事業計画書（素案）について
第5回	平成27年2月6日	1 第6期介護保険事業計画について (1) 事業計画（最終案）について (2) 今後のスケジュールについて

## (2) 広域連合の介護保険事業関係者会議等

会議の名称	開催日（平成26年度）
1 地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会	第1回（7/22） 第2回（11/11） 第3回（3/10）
2 広域連合会議	第1回（5/27） 第2回（8/6） 臨時会（8/28） 第3回（11/26） 第4回（2/6）
3 広域連合副市町長会議	第1回（11/14）
4 広域連合関係市町部課長会議	第1回（4/11） 第2回（5/13） 第3回（7/29） 第4回（8/21） 第5回 中止 第6回（11/7） 第7回（1/30）